

## 行旅死亡人遺留物件処分要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号。以下「法」という。)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づき、市が取り扱った死亡人(以下「行旅死亡人」という。)の遺留物件の処分について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、遺留物件とは、行旅死亡人が死亡時に所有していた現金以外の全ての物品(通帳やキャッシュカードを含む)のうち、市が警察又は病院等(以下「警察等」という。)から引渡しを受けたものをいう。

### (処分)

第3条 市長は、行旅病人及行旅死亡人取扱法施行規則(昭和62年規則第53号)第11条に定めるもののほか、次の各号に定める遺留物件については、保管に不相当の費用又は手数を要するものとして、法第12条ただし書の規定により、売却又は廃棄することができるものとする。ただし、行旅死亡人の相続人又は扶養義務者が引渡しを希望したものを除く。

- (1) 発火の恐れがあるもの(モバイルバッテリー、ライター、マッチ、たばこ 等)
- (2) 消費期限があるもの(食べ物、薬 等)
- (3) 衣類
- (4) 紙類(登記簿等の重要書類は除く)
- (5) 臭いや汚損が激しいもの
- (6) 市が警察等から引渡しを受けた日から3年を経過したもの
- (7) その他、市長が保管に不相当の費用又は手数を要すると認めるもの

2 市長は、前項の規定により、遺留物件を売却又は廃棄するときは、次に掲げる項目を記録した行旅死亡人遺留物件処分目録を作成しなければならない。

- (1) 管理番号
- (2) 行旅死亡人の氏名
- (3) 廃棄する遺留物件名及びその件数
- (4) 処分日
- (5) 処分方法

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年4月1日前に警察等から引渡しを受けた遺留物件については、この要綱の規定を適用せず処分することができる。